

大崎市公告第457号

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月29日

大崎市長 伊藤 康 志



1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人PONEY's Garden

2 代表者の氏名

熊谷 朋子

3 主たる事務所の所在地

宮城県大崎市鹿島台広長字杵師前48番地

4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、子どもや高齢者に対して、動物とのふれあいや自然体験に関する事業を行い、地域福祉の向上、教育支援及び地域活性化に寄与することを目的とする。

5 申請のあった年月日

令和7年10月24日

特定非営利活動法人PONEY's Garden定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人PONEY's Gardenという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県大崎市鹿島台広長字杵師前48番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民、子どもや高齢者に対して、動物とのふれあいや自然体験に関する事業を行い、地域福祉の向上、教育支援及び地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 動物ふれあい体験を通じたキャンプ、バーベキュー、ドッグラン、屋内和室利用等の場の提供事業
- ② ポニーの出張ふれあい・乗馬体験事業
- ③ 福祉施設、教育機関、地域団体との連携による体験学習・交流事業
- ④ 地域イベント等との共同開催による交流促進事業
- ⑤ 子育て支援・高齢者支援を目的とした交流プログラムの実施

(2) その他の事業

- ① 動物に関連するオリジナルグッズの制作・販売
- ② 記念撮影サービスの提供

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上5人以内
 - (2)監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の指名又は、理事会で互選した理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 23 条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任、解任及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として書面又は電磁的方法により表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面(又は電磁的記録)による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(又は電磁的方法)をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決を経て法第11条第3項に掲げる者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	熊谷 朋子
理事	熊谷朋子、渡邊寛恵、長野香織
監事	浅野 太一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0円
 - (2) 年会費 1,200円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 PONEY's Garden

役 名	(ふ り が な) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理 事 長	くまがい ともこ 熊谷 朋子		無
理 事	わたなべ ひろえ 渡邊 寛恵		無
理 事	ながの かおり 長野 香織		無
監 事	あさの たいちろう 浅野 太一郎		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、地域社会において人と人とのつながりが希薄化し、子どもや高齢者が安心して集える場所が減少しています。私たちは、「誰もが安心して集える、やさしい場所を地域に作りたい」との強い思いを抱き、本法人の設立を志しました。

本法人は、ポニーや犬、猫等とのふれあいを中心とした空間提供や、ポニーの出張ふれあい・乗馬体験を行い、動物との交流を通じて地域住民の心身の癒しを図り、世代を超えた交流の促進を目指します。また、教育機関や福祉施設、地域団体との連携を通じ、福祉や教育の分野にも寄与し、地域社会の健全な発展に資することを目的とします。

2 設立に至るまでの経過

代表者は、地域における交流機会の減少に問題意識を抱き、動物とのふれあいを通じて人々が安心して集える場の創出を構想してまいりました。

そのような中、ポニーを引き取り、また鹿島台において広大な敷地と建物を確保したことを契機として、動物とのふれあい体験を中心とした複合的な事業を展開する構想が具体化しました。

本法人は、キャンプ、バーベキュー、ドッグラン、和室利用といった空間提供に動物とのふれあいを組み合わせるほか、福祉施設や教育機関への出張サービスも行います。さらに、記念撮影サービスやオリジナルグッズ販売を通じて事業の持続性を高め、地域に根差した活動を行うことを計画しております。

以上の経過を経て、地域住民が安心して集い、交流し、学び合える環境を整えることを目的として、ここに特定非営利活動法人を設立するものです。

令和7年10月15日

特定非営利活動法人 PONEY's Garden

設立代表者

住所

氏名 熊 谷 朋 子

令和8年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人PONEY's Garden

1 事業実施の方針

初年度は、まず、動物とのふれあい体験事業や、福祉施設・教育機関等への出張サービスを中心に事業を開始し、地域住民の皆さまとの交流機会を増やしてまいります。そして、記念写真や関連グッズの提供を行い、継続的な活動の基盤を整備いたします。さらに、SNS等による情報発信を通じて、地域における認知度の向上を図り、潜在的な利用者への事業の周知と利用促進に努めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定組数or回数	事業費の予算額(千円)
動物ふれあい体験事業	ポニーや犬・猫とのふれあい体験を提供する。	通年	牧場等敷地内	1人	家族連れ、子供会等児童 96組	420
ポニー出張事業	福祉施設や学校、地域イベントへポニーを出張させる。	通年	福祉施設、学校、地域イベント会場等	1人	高齢者、小学校児童等 72回	180
体験学習・交流事業	教育機関等で動物を通じた命の学習や体験授業を行う。	通年	学校等の教育機関、牧場等敷地内	1人	小学校、こども園・子供会等児童 51回	90
地域交流促進事業	動物を介した地域イベントや交流会を開催する。	通年	牧場等敷地内	1人	家族連れ、高齢者、町内会等児童 66組	210

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
グッズ販売事業	動物をモチーフとしたオリジナルグッズを製作・販売	通年	牧場等敷地内、出張先	1人	340
記念撮影事業	動物とのふれあい体験や出張事業の場で記念撮影を実施	通年	牧場等敷地内、出張先	1人	80

令和9年度（次年度）事業計画書

特定非営利活動法人PONEY's Garden

1 事業実施の方針

二年目以降は、初年度に培った利用者層と事業モデルを基盤に、活動の幅をさらに広げてまいります。認知度の向上により、地域の方々にとって「気軽に利用できる選択肢」として浸透し、利用者数の自然な増加を目指してSNSでの情報発信も継続いたします。これにより、出張サービスの定期化や教育プログラムの導入が一層進み、事業の安定性が高まってまいります。

さらに、オリジナルグッズの種類を拡充し、活動基盤をより確かなものとしてまいります。これらの取組を積み重ねることで、やがては地域を代表する交流拠点としての役割を担うことを目指してまいります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び予定 組数or回数	事業費の 予算額 (千円)
動物ふれあい体験事業	ポニーや犬・猫とのふれあい体験を提供する。	通年	牧場等敷地内	1人	家族連れ、子供会等児童 324組	435
ポニー出張事業	福祉施設や学校、地域イベントへポニーを出張させる。	通年	福祉施設、学校、地域イベント会場等	1人	高齢者、小学校児童等 144回	195
体験学習・交流事業	教育機関等で動物を通じた命の学習や体験授業を行う。	通年	学校等の教育機関、牧場等敷地内	1人	小学校、こども園・子供会等児童 102回	105
地域交流促進事業	動物を介した地域イベントや交流会を開催する。	通年	牧場等敷地内	1人	家族連れ、高齢者、町内会等児童 66組	225

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の 予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
グッズ販売事業	動物をモチーフとしたオリジナルグッズを製作・販売	通年	牧場等敷地内、出張先	1人	580
記念撮影事業	動物とのふれあい体験や出張事業の場で記念撮影を実施	通年	牧場等敷地内、出張先	1人	200

令和8年度（初年度）活動予算書

法人成立の日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人 PONEY' s Garden

科目	金額（単位：円）		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	15600	0	15600
賛助会員受取会費	0	0	0
合計	15600	0	15600
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
合計	0	0	0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
合計	0	0	0
4 事業収益			
動物ふれあい体験事業	972000	0	972000
ポニー出張事業	720000	0	720000
体験学習・交流事業	240000	0	240000
地域交流促進事業	270000	0	270000
グッズ販売事業	0	405000	405000
記念撮影事業	0	120000	120000
合計	2202000	525000	2727000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
合計	0	0	0
経常収益計	2217600	525000	2742600
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
領代	0	0	0
グッズ、写真等原価	420000	0	420000
宣伝広告費	120000	420000	420000
修繕費	360000		360000
その他経費計	900000	420000	1320000
事業費計	900000	420000	1320000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
水道光熱費	60000		60000
通信費	60000		60000
賃借料	600000		600000
その他経費計	720000	0	720000
管理費計	720000	0	720000
経常費用計	1620000	420000	2040000
当期経常増減額	597600	105000	702600
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	105000	-105000	0
当期正味財産増減額	702600	0	0
設立時正味財産額	100000	0	100000
次期繰越正味財産額	802600	0	802600

令和9年度（2年目）活動予算書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人 PONEY' s Garden

科目	金額（単位：円）		
	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	12000	0	12000
賛助会員受取会費	0	0	0
2 受取寄附金	12000	0	12000
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3 受取助成金等	0	0	0
受取民間助成金	0	0	0
4 事業収益			
動物ふれあい体験事業	1944000	0	1944000
ポニー出張事業	1440000	0	1440000
体験学習・交流事業	480000	0	480000
地域交流促進事業	270000	0	270000
グッズ販売事業	0	720000	720000
記念撮影事業	0	360000	360000
5 その他収益	4134000	1080000	5214000
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	4146000	1080000	5226000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
(2) その他経費			
人件費計	0	0	0
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
餌代	420000	0	420000
グッズ、写真等原価	0	720000	720000
宣伝広告費	180000	60000	240000
修繕費	360000	0	360000
その他経費計	960000	780000	1740000
事業費計	960000	780000	1740000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1920000	0	1920000
給料手当	0	0	0
法定福利費	306000	0	306000
福利厚生費	0	0	0
(2) その他経費	2226000	0	2226000
人件費計	0	0	0
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
水道光熱費	60000	0	60000
通信費	60000	0	60000
賃借料	600000	0	600000
その他経費計	720000	0	720000
管理費計	2946000	0	2946000
経常費用計	3906000	780000	4686000
当期経常増減額	240000	300000	540000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	300000	-300000	0
当期正味財産増減額	540000	0	540000
前期繰越正味財産額	802600	0	802600
次期繰越正味財産額	1342600	0	1342600